

介護給付適正化部会の見直しについて

現状

- 高齢者保健福祉施策推進委員会設置（H24）以降、介護給付適正化部会で、適正化（要介護認定の適正化を除く）について、各保険者の取組状況を把握、都としての支援策を検討
- 委員は18名（保健医療・福祉関係者5、保険者5、都8）、年2回～3回開催
- 要介護認定の適正化については、別途「介護認定審査会運営適正化委員会」で検討

見直しの必要性

- H29介護保険法改正で、自立支援・重度化防止・介護給付適正化の取組が法律により制度化
 - ・自立支援・重度化防止も含め、保険者支援策を広く議論できる場の必要性
- 保険者支援の前提として、地域状況や各保険者の取組状況等の把握・分析、保険者との共有が求められている。
 - ・分野横断的に各種データや取組状況の分析、共有ができる場の必要性
- 保険者における介護給付適正化の進展
 - ・各事業の実施率の向上、「ケアマネジメント質の向上ガイドライン」（H26.3発行）の浸透

介護給付適正化部会の見直し

- 介護給付適正化部会を廃止し、31年度から「保険者支援部会」を新たに設置
 - ・ 有識者、保健医療・福祉関係者、保険者職員・都職員（課長級）で構成
 - ・ 保険者支援の前提として、以下の点を把握し、保険者と共有
 - ・ 各種データを用いた都や各保険者の地域分析から得られた課題
 - ・ 各保険者の自立支援・重度化防止・介護給付適正化に係る取組状況と課題
 - ・ 都の支援に関する保険者のニーズ
- ⇒ **介護給付適正化にとどまらず、幅広く保険者支援策に反映**

- ・ 分野ごとに係長級の幹事会を設置し、実務的な検討をサポート
- （案）
- ・ 事業計画・給付分野
 - ・ 認定分野